越谷市まちの整備に関する条例及び施行規則の一部改正に対する
パブリックコメントの概要

意見募集期間	令和8年10月1日～令和8年10月30日
周知方法	・市ホームページ掲載
	・広報こしがや10月号掲載
	・行政資料コーナーでの意見募集案件の周知
意見提出方法	・各施設に設置した意見箱への投函
	・郵送
	・FAX
	・電子メール
	・電子申請
意見箱設置場所	全15か所
	・市民活動支援課
	・行政資料コーナー
	・各地区センター（13か所）
意見数	意見提出者　1人（電子申請）
	意見数　1件
	≪意見に対する市の考え方の内訳≫
	①：意見を反映する　1件
	②：意見の反映はしない（考えを説明、今後の参考とする）　0件
	③：その他　0件

越谷市まちの整備に関する条例及び施行規則の一部改正に対する
パブリックコメント結果

【区分】①意見を反映する ②意見の反映はしない（考えを説明、今後の参考とする） ③その他

No.	該当箇所	意見（要旨）	市の考え方	区分
1		マンション集会所は元々区分所有者の共有財産の一部であり、ディベロッパーが引き渡した後は区分所有者の権利が尊重されるべきであるにも関わらず、私権が制限され続けるのは理不尽である。したがって、可及的速やかに、当該規定の条項文の削除、修正が必須であると考えます。	市としても条例及び施行規則の改正に向けて速やかに進めてまいります。	①